

議案第109号

関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年9月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市指定管理者審査委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ときは」の次に「、第11条の関市指定管理者審査委員会の意見を聴いて」を加える。

第12条を第13条とする。

第11条中「第9条まで」の次に「及び前条第2項第2号」を加え、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（関市指定管理者審査委員会）

第11条 施設の管理を行わせる指定管理者を公平に選定等するため、関市指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

（1） 指定管理者の候補者の選定に関すること。

（2） その他市長が必要と認める事項

3 委員会は、委員長及び委員6人以内で組織する。

4 委員長は、副市長をもって充て、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験を有する者

（2） 市職員

5 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

33 自治基本条例策定審議会委員			
34 地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	任命権者がその都度予算の範囲内で市長と協議して定める額	旅費条例に規定する市長の旅費額に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	を

」

「

33 自治基本条例策定審議会委員			
34 指定管理者審査委員会委員			
35 地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	任命権者がその都度予算の範囲内で市長と協議して定める額	旅費条例に規定する市長の旅費額に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	に

」

改める。